

山村をめぐる状況と今後の方向

平成27年4月

林野庁

目 次

1	山村の現状	1
2	山村の果たす役割	2
3	山村の実情	3
4	山村振興法のこれまでの経緯について	7
5	山村振興の課題	8
6	山村振興法の一部を改正する法律の概要について	10
	(参考) 山村振興法に関連する主な支援措置	12
	(参考) 地域資源を活用した産業振興の取組事例	14

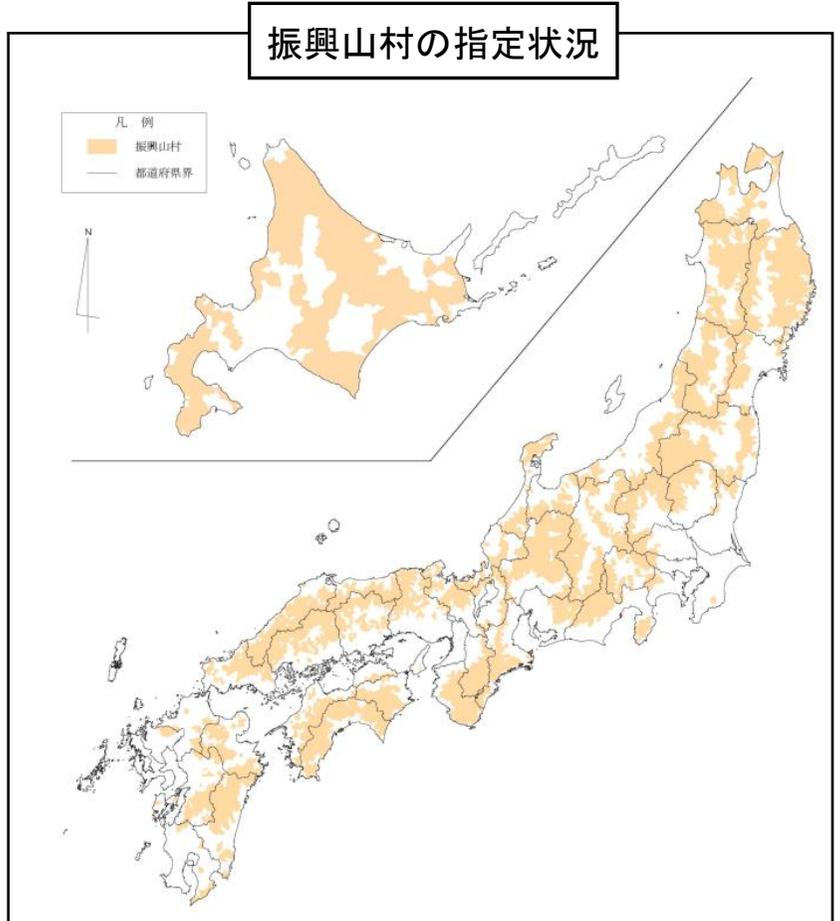
1 山村の現状

- 山村振興法に基づき指定された「振興山村」を有する市町村(以下「山村」という。)の数は、全国で734(全市町村数の43%)となっている。
- 振興山村は国土の脊梁地帯を中心に位置し、広大な森林と豊かな自然環境を有しており、全国の林野面積の61%、耕地面積の22%、総人口の3%を占めている。
- 振興山村の土地利用状況は、林野面積85%、耕地面積4%となっている。

◇ 全国における山村の位置付け

	山村	全国	対全国比
市町村数(H26. 4. 1現在)	734 (200)	1,719	43%
〃 (H17. 4. 1現在)	913 (340)	2,395	38%
旧市町村数(S25. 2. 1現在)	2,104	11,241	19%

	振興山村	全国	対全国比
総面積(万ha)(H22. 2. 1現在)	1,785	3,779	47%
うち林野面積	1517 < 85% >	2,485	61%
うち経営耕地面積	78 < 4% >	363	22%
人口(万人)(H22. 10. 1現在)	393	12,806	3%



資料：農林水産省「2010年農林業センサス」、山村カード調査、総務省「国勢調査」

注1: 市町村の全域が「振興山村」となっている市町村を「全部山村」、市町村の一部が「振興山村」となっている市町村を「一部山村」という。

注2: ()内は、全部山村の市町村数である。

注3: < >内は、振興山村の総面積に占める林野面積、耕地面積の割合を示す。

注4: 林野面積とは、現況森林面積に森林以外の草生地の面積を加えた面積をいう。

2 山村の果たす役割

○ 山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有している。
 ○ こうした機能は、山村における農業生産活動や森林の整備等を通じて発揮されるものであり、山村は、我が国の農林水産業の発展や国民生活及び国民経済の安定に寄与するなどの重要な役割を果たしている。

◇ 森林の有する多面的機能

- **土砂災害防止／土壌保全**
 - ・表面浸食防止【28.3兆円/年】
 - ・表層崩壊防止【8.4兆円/年】
- **保健・レクリエーション**
 - ・保養【2.3兆円/年】
 - ・行楽、スポーツ、療養
- **物質生産**
 - ・木材(建築材、燃料材等)
 - ・食料(きのこ、山菜等)
- **快適環境形成**
 - ・気候緩和
 - ・大気浄化
 - ・快適生活環境形成

- **水源かん養**
 - ・洪水緩和【6.5兆円/年】
 - ・水資源貯留【8.7兆円/年】
 - ・水質浄化【14.6兆円/年】
- **地球環境保全**
 - ・二酸化炭素吸収【1.2兆円/年】
 - ・化石燃料代替エネルギー【0.2兆円/年】
 - ・地球の気候の安定
- **生物多様性保全**
 - ・遺伝子保全
 - ・生物種保全
 - ・生態系保全
- **文化**
 - ・景観・風致
 - ・宗教・祭礼
 - ・学習・教育
 - ・伝統文化
 - ・芸術
 - ・地域の多様性維持

◇ 農業の多面的機能

機能	評価額 (兆円/年)
土砂崩壊防止機能	0.5
土壌侵食防止機能	0.3
洪水防止機能	3.5
河川流況安定機能	1.5
地下水かん養機能	0.1
保健休養・やすらぎ機能等	2.4

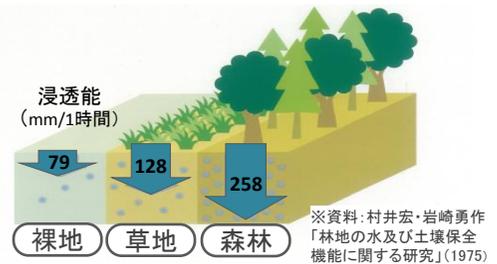
資料:「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」(株)三菱総合研究所 平成13年11月現在
 注:【】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価(年間)したものである。いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲内での数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

資料:日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月1日答申)
 注:上表の評価額については、一定の仮定の範囲内における試算であり、評価された機能は、農業の多面的機能のごく一部であることに留意する必要がある。
 注:保健休養・やすらぎ機能等には、有機性廃棄物分解機能と気候緩和機能を含む。

【森林の国土保全機能】流出土砂量の比較



【森林の水源かん養機能】水資源貯留機能の比較

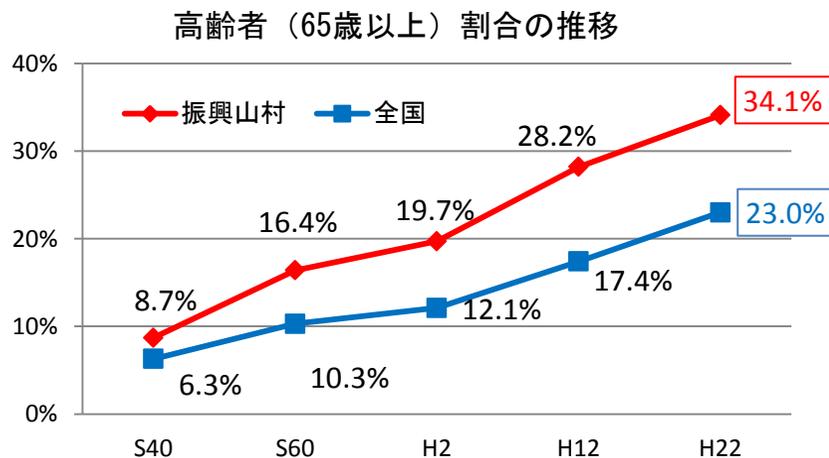
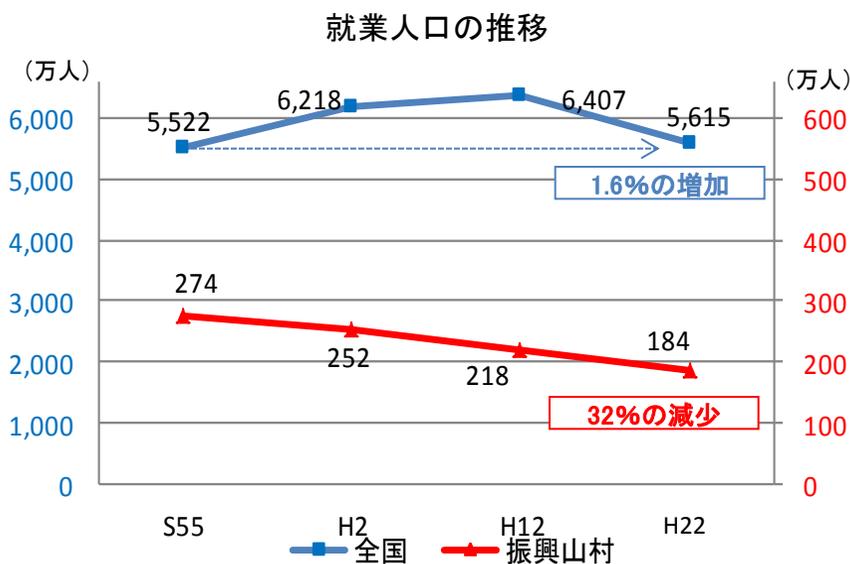
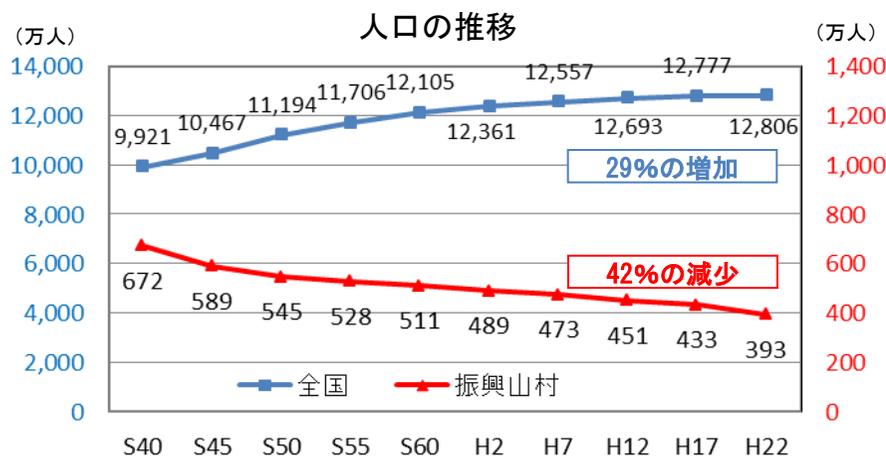


※資料:村井宏・岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」(1975)

3 山村の実情

(1) 人口動向と高齢化等

- 振興山村の人口は、昭和40年から平成22年までの45年間で42%減少している(全国は29%増加)。
- 平成22年における65歳以上の割合は34%となっており(全国平均23%)、他地域に先がけて高齢化が進行している。
- 就業人口は、昭和55年から平成22年までの30年間で32%減少している。



資料：農林水産省「山村カード調査」、総務省「国勢調査」
 注：振興山村の人口、高齢者数及び就業人口は、農林水産省農村振興局で推計。

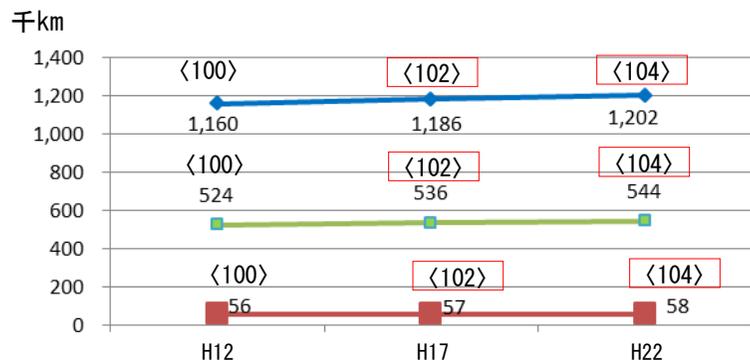
(2) 生活環境の整備状況

① 道路、下水処理施設

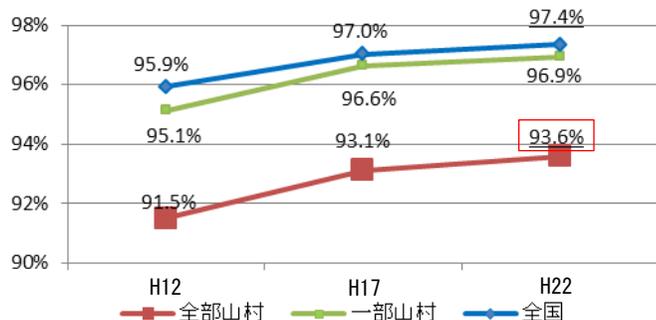
- 道路の整備は、全国、一部山村及び全部山村とも同等の伸び率で進展している。また、主要道路の舗装率は、全部山村で約94%（全国約97%）と一定の水準に達している。
- 下水処理施設の整備を水洗化率で見ると、全国との格差が縮小する傾向にあるが、特に全部山村においては、まだ十分とは言えない水準にある。

◇ 道路整備の状況

道路実延長 〈 〉内は2000年を100とした指数

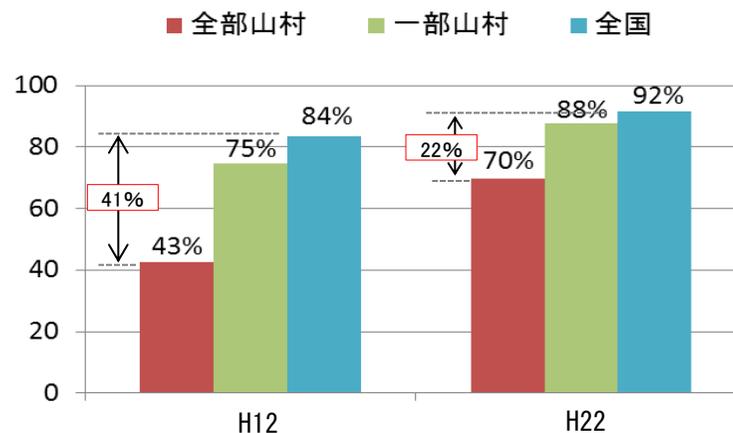


舗装率（主要道路）



資料：国土交通省「道路統計」、都道府県資料

◇ 水洗化率

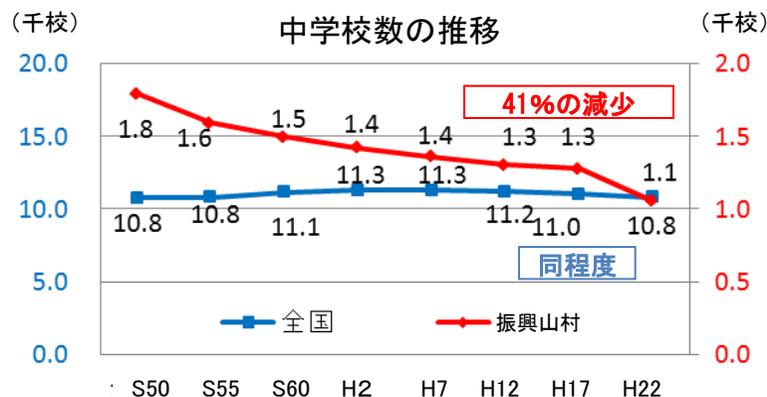
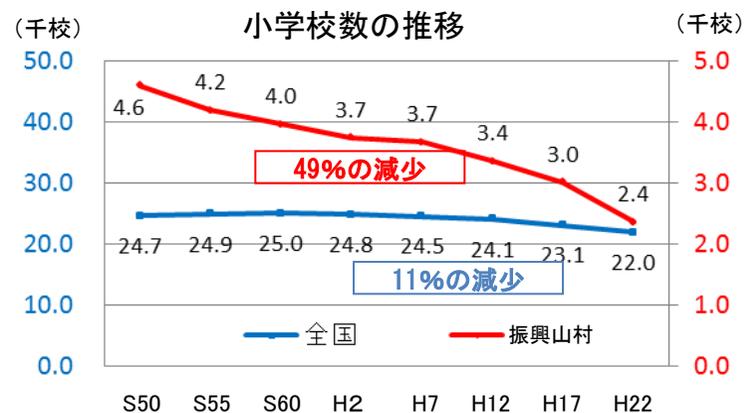


資料：環境省「日本の廃棄物処理」、農林水産省「山村カード調査」

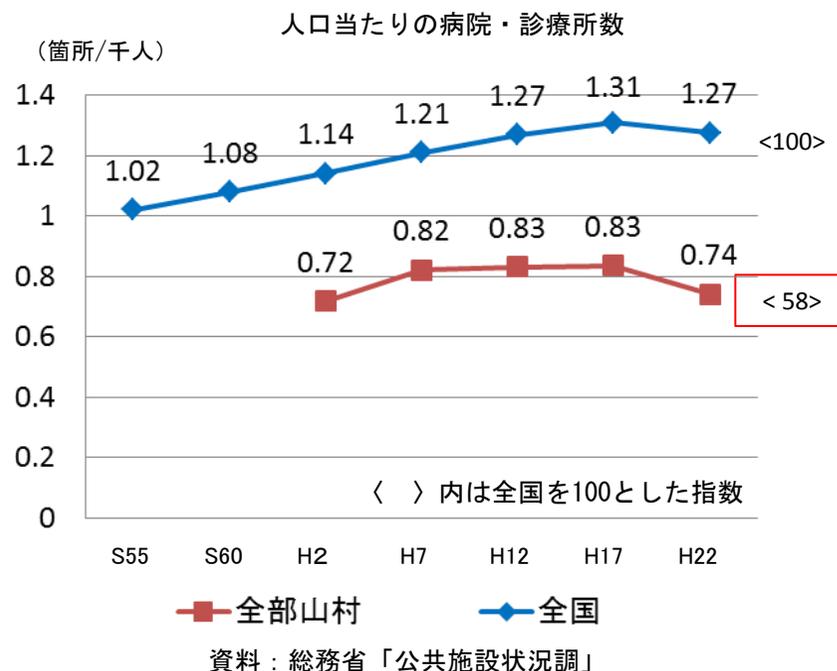
②教育機関、医療機関

- 学校数は一貫して減少し、昭和50年と平成22年とを比較すると、小学校数は49%減少（全国は11%減少）、中学校数は41%減少している。
- 病院・診療所数は、人口当たりで見ると全部山村で全国の58%の水準（平成22年）であり、近年は減少傾向にある。

◇教育機関



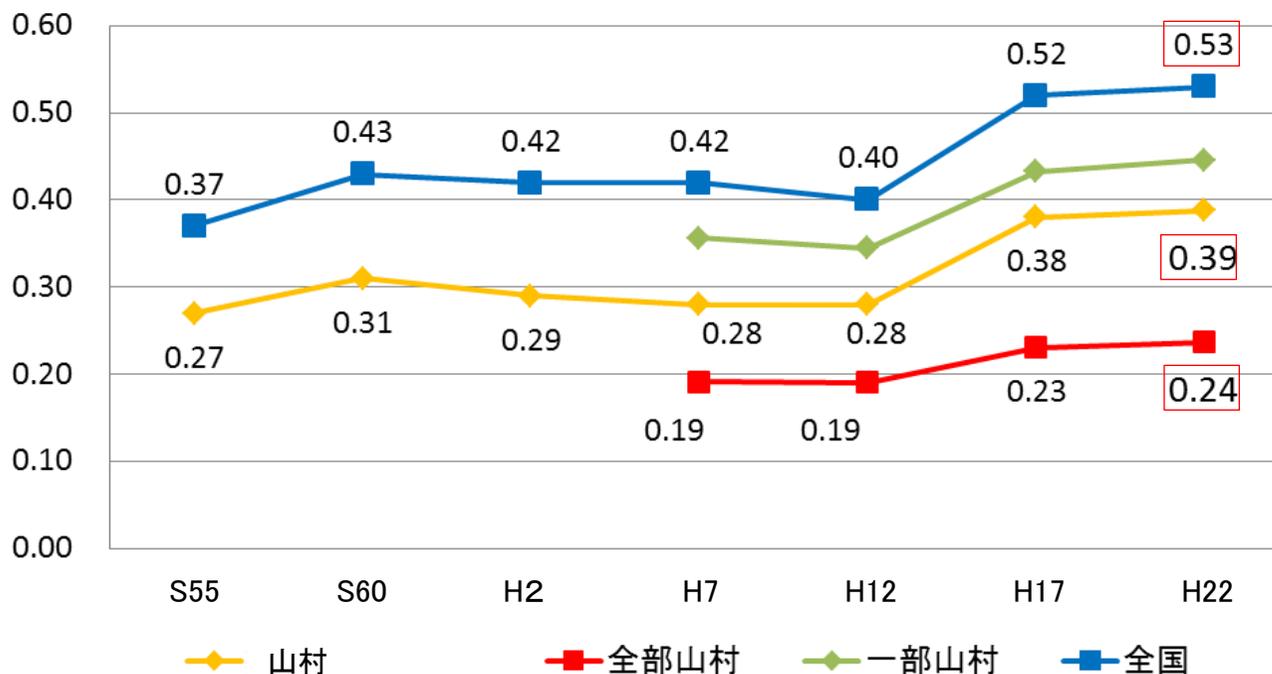
◇医療機関



(3) 市町村の財政状況

○ 山村の財政力指数は平均で0.39、全部山村のみでは0.24となっており、全国平均の0.53を大きく下回り、厳しい財政状況となっている。

山村と全国平均の財政力指数の比較

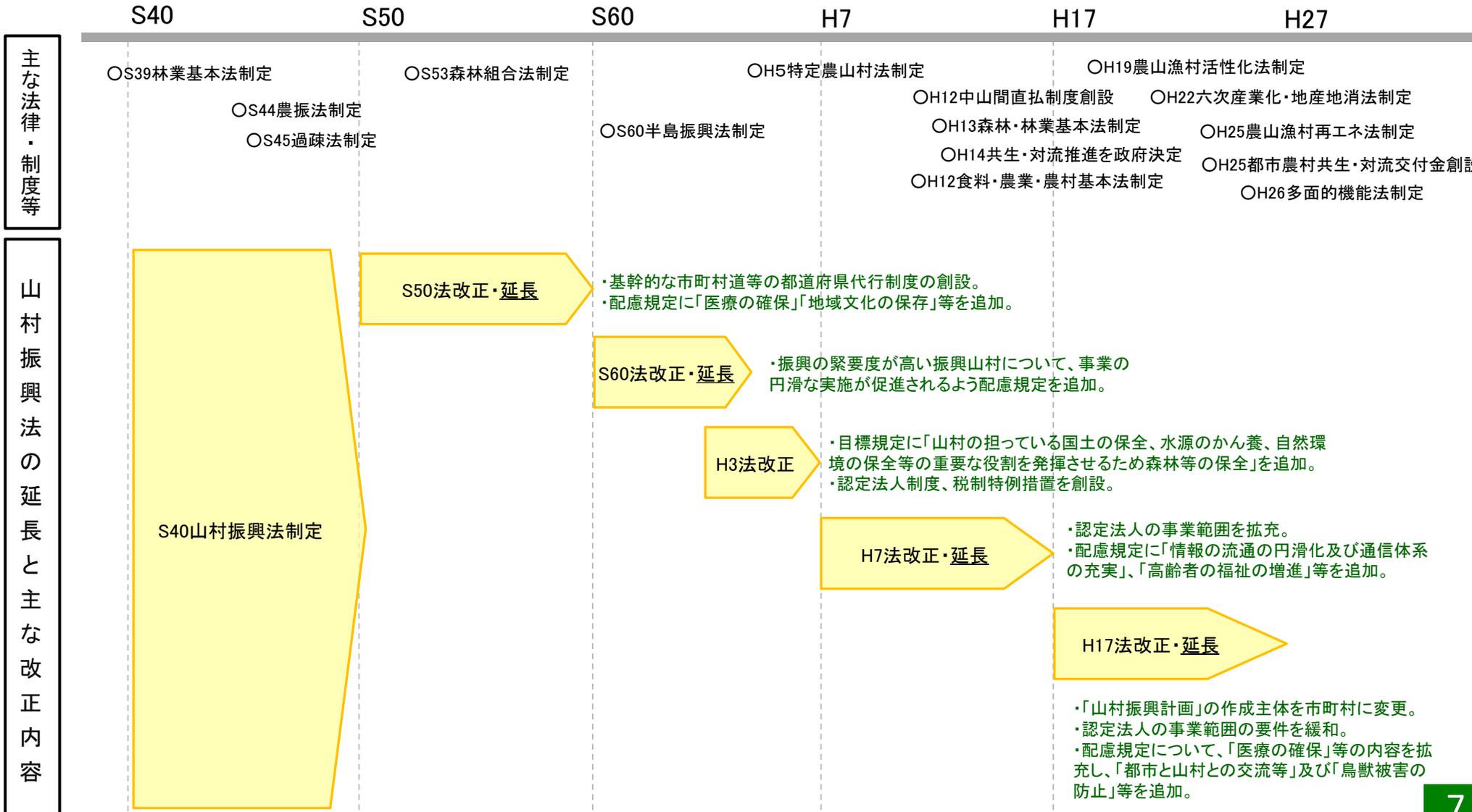


資料：総務省「市町村別決算状況調」

注：財政力指数とは地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるもので、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3年間の平均値を指す。

4 山村振興法のこれまでの経緯について

- 山村振興法は、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図ること等を目的として、昭和40年に議員立法により10年間の時限立法として制定された。
- その後、昭和50年、60年、平成7年、17年の4度にわたり法の期限が延長されており、平成27年3月31日に期限を迎えたところ。



主な法律・制度等

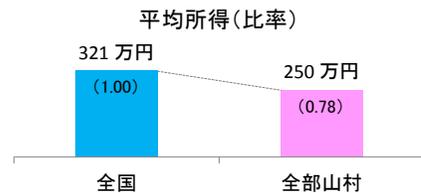
山村振興法の延長と主な改正内容

5 山村振興の課題

- 山村では、所得の低迷や雇用機会の減少等から人口減少や高齢化の進行が他地域に比べ顕著であり、このままでは山村の有する多面にわたる機能の発揮を支える地域社会が衰退するおそれがある。
- 山村の維持・発展を図るためには、地域における所得と雇用を確保することが不可欠であるが、山村の立地条件等により、他地域からの産業導入にはおのずから制約がある。

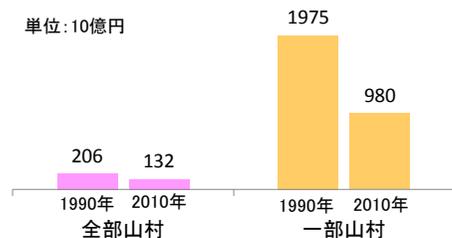
①所得の低迷

○全部山村の平均所得額(H25全産業)は、全国に比べて2割以上少ない。



資料:総務省自治税務局「H25市町村税課税状況等の調査」から推計

○山村の生産農業所得は大きく減少。

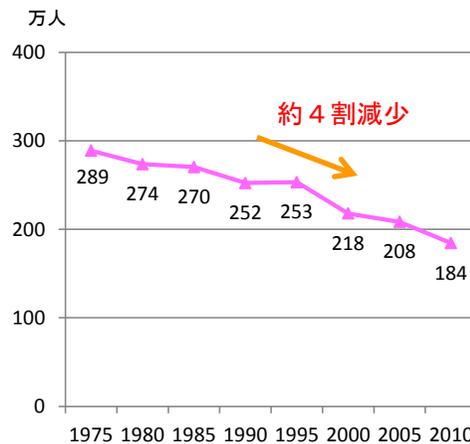


※生産農業所得とは、農業総産出額から物的経費(減価償却費及び間接税を含む)を控除し、経常補助金等を加算した農業純生産(付加価値額)のこと。

資料:農林水産省「生産農業所得統計」、「山村カード調査」

②就業人口の推移と雇用の減少

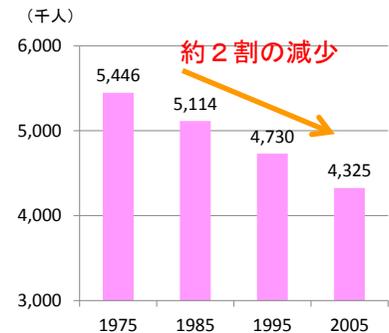
○振興山村における就業人口(全産業)は、35年間で約4割減少。



資料:総務省「国勢調査」、農林水産省「山村カード調査」

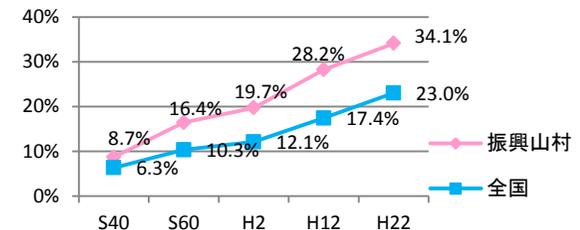
③人口の減少と高齢化

○振興山村における人口は、30年間で約2割減少。同時期に全国では約14%増加。



資料:総務省「国勢調査」、農林水産省「山村カード調査」

○高齢化の進行が全国と比べて顕著。



資料:総務省「国勢調査」、農林水産省「山村カード調査」

○ このような状況を踏まえ、今後の山村振興については、

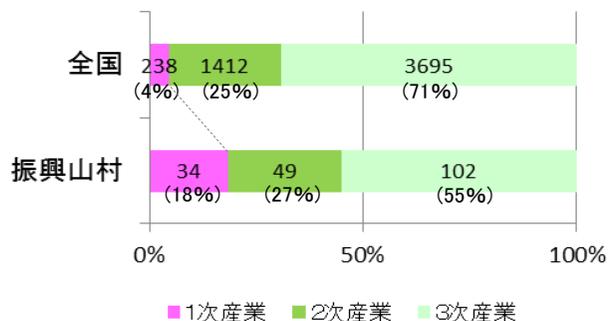
- ① 林業及び農業が地域の基幹産業となっており、特徴ある生産物を生み出していること
- ② 豊かな森林、優れた景観や自然環境等に恵まれていること

といった山村の特性を活かし、農林水産物等の地域資源を活用した地域内発的な産業振興により、山村の所得と雇用の確保を図っていくことが必要である。

① 山村の産業別就業人口

○山村は、全国と比較して1次産業の割合が高い。

産業別就業人口(万人)と割合 (2010年)

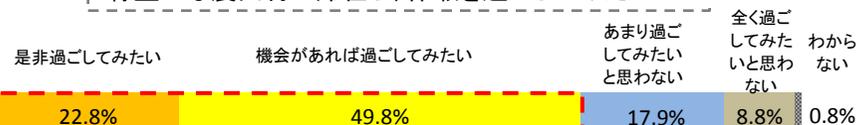


資料:総務省「国勢調査」、農林水産省「山村カード調査」



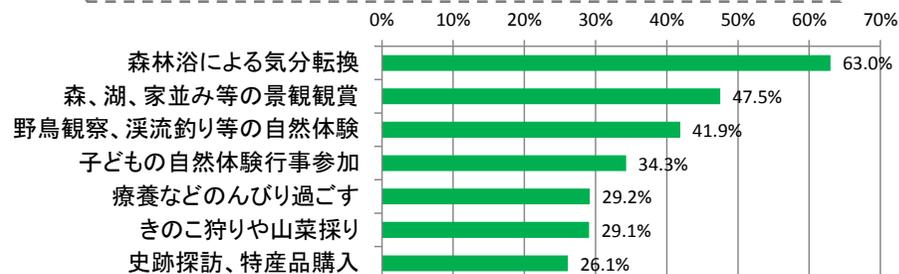
② 都市住民の求める緑豊かな自然環境等

緑豊かな農山村に滞在し、休暇を過ごしてみたいか



72.6%

森林や農山村ではどのようなことを過ごしてみたいか



資料:内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成23年12月)



6 山村振興法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）の概要について

1 背景

- ・ 山村は、所得の低迷や雇用機会の減少等から人口減少や高齢化の進行が顕著。
- ・ 地域が支える山村の有する多面にわたる機能の発揮に支障を来すおそれ。



- ① 地域内発的な産業振興を推進し、山村の所得と雇用の確保を図る
- ② 介護サービスの確保等を促進し、住民の福祉の向上を図る
ことにより、山村における定住等を促進することが必要。

2 基本理念

- ・ 山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民がそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。
- ・ 山村の振興は、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

(第2条の2)

3 期限の延長

- ・ 法期限を10年間延長（平成37年3月31日まで）。

4 目的規定の充実

- ・ 目的に「山村の自立的発展の促進」、「山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止」等の文言を追加。

(第1条)

5 地域内発的な産業振興及び住民の福祉の向上に関する施策の促進

- ① 山村振興基本方針、山村振興計画等の規定事項に、「地域資源の活用による特産物の生産の育成」といった地域内発型の産業振興の推進等に係る規定及び「介護サービスの確保」といった住民の福祉の向上に係る規定を追加。
(第3条、第7条の2、第8条)
- ② 山村振興計画に産業振興施策の促進に関する事項を記載できることとし、当該事項を記載して地域内発型の産業振興を図ろうとする市町村を支援するため、税制特例措置（割増償却）等を措置。
(第8条～第8条の9、第13条)
- ③ 市町村等への交付金に関する規定を新設し、「地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成等の措置を講ずるものとする」旨を規定。
(第10条第2項)

6 その他

- ① 定義規定の「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地」という文言を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地」に変更。
(第2条)
- ② 国及び地方公共団体の配慮規定として、「介護給付等対象サービス等の確保」、「教育環境の整備」、「再生可能エネルギーの利用の推進」を追加。
(第19条の2ほか)

(参考) 山村振興法に関連する主な支援措置

1 予算による支援

【山村活性化支援交付金】〔新規〕(平成27年度予算額7.5億円)

(1) 趣旨

山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在。近年、都市住民を中心にゆとり、やすらぎの場としても山村の評価が高まっているところ。山村の活性化には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要。

このため、薪炭・山菜等の山村の未利用資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するための活動を支援。

(2) 内容

① 地域資源の賦存状況及び利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査及び地域資源の管理・保全形態等調査 等

② 未利用資源等を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり及び人材育成

住民意向調査、体制づくりのため地域住民によるワークショップ開催、地域資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり及び技術研修会等の開催 等

③ 特色ある地域資源の地域内での消費拡大や地域外への販売促進及び付加価値向上等を図る取組の試行実践

マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域産品づくり、既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり及び商品パッケージ等のデザイン検討 等



現地調査



合意形成・計画づくり

○ 補助率：定額(1地区当たり上限1,000万円)

○ 事業実施主体：市町村等

○ 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村



地域産品の加工及び商品化

2 税制による支援

(1) 税制特例措置(所得税・法人税)

現行の税制特例措置を見直し、地域資源を活用する製造業者及び農林水産物等販売業者による設備投資に対する割増償却を措置。

【参考】 現行税制特例措置の見直しの概要

現行制度の内容		
①対象業種	②取得価額	③特例内容
製造業・旅館業	2,000万円超	初年度1年間のみの特例償却 (取得価額の10%(機械・装置),6%(建物等・構築物))
見直し	引下げ	長期化
改正後の制度の内容		
①対象業種	②取得価額	②特例内容
地域資源を活用する製造業	500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円超)	5年間にわたる割増償却 (普通償却限度額の24%(機械・装置), 36%(建物等・構築物))
農林水産物等販売業	500万円以上	

資金繰りを長期にわたり支援

(2) 地方税の不均一課税に伴う減収補填措置

地域資源を活用する製造業者及び農林水産物等販売業者による設備投資に対して、地方税(不動産取得税、固定資産税)の不均一課税を行った地方公共団体に対し、地方交付税措置により減収額を補填。

3 その他

- 株式会社日本政策金融公庫による振興山村・過疎地域経営改善資金の融資により、農業、林業又は漁業を営む者を支援。
- 未利用又は低利用の森林資源を活用して地域の産業振興を図る事業を実施する場合に、林業・木材産業改善資金の償還期間等の特例を措置。
- 地域の産業振興を促進するために行う補助金等交付財産の転用手続きのワンストップ化を措置。

(参考)地域資源を活用した産業振興の取組事例

事例1：富山県 なんと 南砺市

クロモジの利活用による地域の活性化

【取組内容】

- 地域にイターンして林業に就いた若者を中心に結成された団体が、製薬会社の医薬品の原料として試験的にクロモジを出荷。
- 競合樹種の刈り取り等の森林整備を実施。

【成果等】

- 出荷時期は5月と11月の年2回。
- クロモジの資源量や収穫後の回復状況等を調査することにより、安定した収穫量の確保と持続可能な利用を目指す。
- 薬効のある他の植物の採取についても検討中。



事例2：長野県 ねば 根羽村

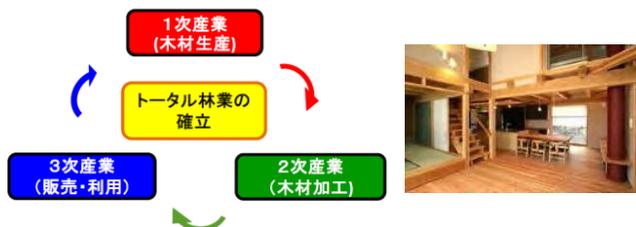
「トータル林業」システムの構築による雇用と所得の確保

【取組内容】

- 木材生産(1次産業)、木材加工(2次産業)、販売(3次産業)を組み合わせた「トータル林業」の取組を推進。
- 森林組合が、施主、工務店、設計事務所の間で、木材生産から家を作るまで一元化して対応することで、流通コストの削減、顔の見える安心・安全な商品提供、木材のブランド化が可能となった。
- 村民により持ち込まれた林地残材に対して、地元商店で利用可能な地域通貨券を発行するとともに、当該残材をバイオマスエネルギーとして利用する「木の駅プロジェクト」を実施。

【成果等】

- 森林組合の職員40名中、約20名がイターンにより地域に入ってきた若者。



事例3：高知県 うまじ 馬路村

農林産物の付加価値の向上

【取組内容】

- 馬路村農業協同組合では、組合員190名から市場より高い価格でゆずの全量を買取り、ポン酢醤油やゆずドリンクを中心に94種類の商品に加工・販売。
- 「ゆず」の種が利用されていなかった点に着目し、新規事業として化粧品の開発に取り組んでいる。
- 農協や森林組合が出資する第三セクターでは、杉間伐材を用いた木製品ブランド「モナッカ」を制作・販売。

【成果等】

- 農協の加工・販売事業の年間売上げは35億円、第三セクターの年間売上げは1.8億円に上る。また、両者を合わせて100名以上の雇用の場を提供している。

